

令和 3 年
第 6 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 6 月 28 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頴娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳		
会長職務代理	2 番	永山 明美		
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋
	18 番	雪丸 泰親	5 番	松永 克生
			8 番	松藺 勝郎
			11 番	今市 範男
			14 番	月野 貴大
			17 番	東垂水 美智子

4. 欠席委員（ 1 人） 19 番 大隣 初美

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 39 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 41 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 42 号 農地法第 5 条許可の取消について
- 日程第 9 議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 45 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和 2 年度の目

標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について

- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則，森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後２時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 6 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 102 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番 松菌 委員、9番 梶山 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日6月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3点でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。
貸人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
4条転用申請に伴うものです。地目の内訳は、田1筆 366 m²で、川辺地域です。
続きまして5～8点でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が23件ございました。
貸人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの9件、借人主導によるもの14件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが7件となっております。地目の内訳は、田15筆 17,961 m²、畑20筆 45,947 m²の合計35筆 63,908 m²で、頰娃地域4件、知覧地域4件、川辺地域15件です。
なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただき

まず議案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。
事務局に説明を求めます。

農政係長 説明の前に訂正をお願いします。資料の14 頁整理番号9番 ○○○○さんの自治会名が○○○となっていますが、○○○の間違いですので訂正をお願いします。それでは説明をいたします。資料は10 頁から14 頁で、今回は、新規認定1件、再認定12件であります。

一覧表は11 頁、新規認定個別表は、12 頁になります。

整理番号1，穎娃町○○の○○○○さんです。現在、甘藷 50 a，人参 10 a，オクラ 5 a の経営を行っていますが、今後は、甘藷を主に規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定12件の個別表は、資料の13 頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第39号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。本木下委員をお願いします。

本木下委員 報告いたします。16 頁の審議番号1番です。関連資料は17 頁から20 頁に

なります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 1,758 の内 487 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であるため、申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側，東側，西側は畑に，南側は農道に接しています。

40 cmから 1 m程度の盛土を行うが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流となります。予定どおりとなっておりますけれども、現地を確認するうえで、現地の方は勾配があまりなく水平に近いため、道路側溝が目詰まりしている場所もあり、市道のため建設課等の協議が今後必要でないかと感じたところでございます。また、日照・通風等については緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、2筆の残地部分につきましては、転用許可後に分筆の上、申請人が3条許可申請にて取得することで所有者と合意がなされており、又、乗入口も1ヶ所で十分であり、効率的である旨の上申書が添付されています。

補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 39 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 39 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。22 ㍴の所有権移転 5 件でございます。
譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。
地目の内訳は、田 1 筆 375 m²、畑 7 筆 10,306 m²の合計 8 筆 10,681 m²で、理由につきましては、規模拡大 3 件、受贈 2 件です。
取引価格につきましては、10a 当たり 50 万円で、地域別では、潁娃地域 3 件、知覧地域 1 件、川辺地域 1 件でございます。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました 23～25 ㍴の調査書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 40 号については、全案件について、申請どおり許可す

ることに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。松永委員をお願いします。

松永委員 報告いたします。27 頁の審議番号1番です。資料は28 頁から31 頁になります。

申請人は、東京都港区の 株式会社〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町の〇〇〇〇番、現況地目 畑、登記簿地目 宅地 418.23 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、東京都港区に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地に、隣接の畑2筆と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側、南側は宅地、畑に、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、今市委員をお願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号2番です。資料は32 頁から34 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、田 366 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇業・〇〇業を営んでおり、平成20年頃から農地法の許可を得ないまま、申請地を資材置場として利用していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側、東側は水路に、南側は市道に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番の太陽光発電施設につきましては、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番の立地基準につきましては、〇〇〇の周囲概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地の『500m以内農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号2番の立地基準につきましては、申請地は昭和45年に土地改良事業が施工されていますが、不可避免的に受益地に含まれる生産性の低い孤立した農地であることから、個別に農地の位置、周辺の土地利用の状況等を勘案して第2種農地の『その他の農地』と判断しました。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第41号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第42号 農地法第5条許可の取消についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。資料の36～39頁でございます。

本年4月総会で許可相当で議決され、5月10日付け南九州市指令農委第5-29号で5条賃借権設定の転用許可を受けた4筆のうち3筆につきまし

て、取消願が提出されております。

申請人のうち借人は、東京都目黒区の 株式会社〇〇〇〇、貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 外 2 筆、畑 1,569 m²で、転用目的は太陽光発電施設、権利の種類は賃借権設定です。

取消理由につきましては、賃借権設定の許可を得た農地 3 筆について、融資を受ける金融機関から地上権設定登記を求められたことから、当該許可を取り消して、改めて地上権設定許可の申請をしようとするもので、今回、同時に 5 条許可申請がなされており、現地も農地のままであることを確認しております。

なお、賃借権、地上権の違いについてですが、どちらも借地権の一種で、借地に建築した建物及び設置した施設につきまして、賃借権は土地所有者の許可を得ないと建て替え、貸与、売却が出来ないのに対して、地上権は土地所有者の許可がなくても建て替え、貸与、売却が可能となる権利です。

太陽光発電施設につきましては、投機目的が多く、施設の所有者が変わることが想定されることから、比較的多くの土地で地上権が設定されているとのことです。

説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 42 号 農地法第 5 条許可の取消について申請どおり取消を許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 42 号に係る案件については、申請どおり取消を許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。本木下委員をお願いします。

本木下委員 報告いたします。41 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 43 頁から 46 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、東京都江東区の〇〇〇〇さん 外 1 名です。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 47 頁から 49 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑 175 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地に隣接の宅地 1 筆と一体で一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は市道に、南側は畑に、西側は里道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、松永委員お願いします。

松永委員 審議番号 3 番です。関連資料は 50 頁から 53 頁になります。

譲受人は、東京都港区の 株式会社〇〇〇〇，譲渡人は、愛知県名古屋市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外 1 筆，畑 791 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、東京都港区に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、経営安定を図るために、日当たりが良い申請地に、隣接の現況地目 畑，登記簿地目 宅地 1 筆と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側は里道に、東側は宅地に、南側は畑に、西側は市道，畑に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は54頁から56頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，田 745 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で〇〇，〇〇を経営しており，来客及び従業員用の駐車場が借地であることから，申請地を譲り受けて，駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側は給油所敷地に，東側は水路敷，田に，西側は雑種地に接しています。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず，5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

なお，審議番号3番の太陽光発電施設につきましては，市の環境保全係による事前協議も完了しており，経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番の立地基準につきましては，農振除外後は，周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから，第1種農地と判断されますが，集落を形成しつつある位置にあり，3戸以上の住宅等の敷地が，それぞれ概ね50m以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことでした。

審議番号2番につきましては，水道管，下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり，かつ，概ね500m以内に〇〇〇及び〇〇〇等の公共施設が存在する農地であることから，第3種農地の『都市的

環境整備農地』に区分されます。

審議番号3番の立地基準につきましては、〇〇〇の周囲概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地の『500m以内農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号4番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

続きまして、資料の57～60ページでございます。

5条申請地上権設定につきまして補足説明いたします。

この申請につきましては、先程の5条許可の取消と関連する案件でございます。

転用計画に変更はなく、設定しようとする権利が地上権でございます。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお、所有権移転の審議番号1番につきましては、第1種農地に区分されるため、農振除外の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第43号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第 43 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 (訂正箇所を説明)

説明いたします。63 頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の 株式会社 〇〇〇〇 外 2 件です。

畑 10 筆 20,673 m²で、理由につきましては、規模拡大 2 件、受贈 1 件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 102 千円から 50 万円で、颯娃地域 2 件、知覧地域 1 件です。

続きまして、65～84 頁の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、神奈川県川崎市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 122 件です。

設定面積は、田 55 筆 48,472 m²、畑 159 筆 237,830 m²の合計 214 筆 286,302 m²で、颯娃地域 43 件、知覧地域 18 件、川辺地域 62 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 28 件、設定面積は、田 22 筆 29,304 m²、畑 27 筆 36,006 m²の合計 49 筆 65,310 m²で、颯娃地域 1 件、知覧地域 2 件、川辺地域 25 件となっております。

続きまして、86～89 頁の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 17 件です。

設定面積は、田 21 筆 10,764 m²、畑 17 筆 16,751 m²の合計 38 筆 27,515 m²で、颯娃地域 1 件、知覧地域 4 件、川辺地域 13 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、71 番から 75 番、〇〇委員が、99 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 44 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 11 議案第 45 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認についてを議題に供します。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 資料は、91 頁からになります。

農業委員会の活動点検・評価につきましては、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することになっており、本日は、令和 2 年度の評価と令和 3 年度の活動計画につきまして、御承認を頂きたいものであります。

はじめに、91 頁からの令和 2 年度の点検・評価については、「農業委員会の状況」、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置に関する評価」、「違反転用への適正な対応」の 5 項目からなっています。

これらについては、令和 2 年 8 月、新体制に移行してから、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

96 頁からは、「事務に関する点検」など、3 項目ありますのでお目通しをお願いいたします。

99 頁から、令和 3 年度活動計画であります。先ほど同様、5 項目となっておりますが、2 年度実績の 3 月 31 日現在と令和 3 年度計画の 4 月 1 日現在となっている箇所は、同じ数値が入っておりますので、御了承をお願いします。

なお、今後についてですが、本日、御承認を頂きましたら、市のホーム

ページで公表することになります。

また、県を通じて国に報告することになりますが、内容について県から修正依頼があった場合は、修正後のものを、２年度評価と３年度活動計画として公表させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 45 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 45 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 （今後の日程について連絡する。）

農地係長 （農地賃借料支援事業を説明する。）

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

本木下委員 行事計画の中で 6 日の日に、令和 3 年度新規就農者励ましの会があるわけですが、本市の就農状況が分かっていたら教えていただきたい

んですが、人数等についてです。

事務局長 只今の御質問にお答えします。

農政課が主催の会議になりますが、対象者は先月 5 月 26 日に開かれました新規就農者育成確保対策事業審査会というのがございまして、各自治会あるいは農業委員の方等から申請のあった昨年新規就農した方の奨励金があるんですけれども、奨励金をもらう対象になるかどうかを審査して認められた 5 名の方が、この励ましの会に出席する対象ということで、地域別に申し上げますと潁娃地域 4 名、知覧地域がお一人となっております。皆さん後継者の方でございます。

作物等につきましては、茶の専業の方が 2 人、茶と野菜の複合経営をする方が 2 人、あとはサツマイモと野菜とで経営する方が一人となっているようです。対象は 5 名ですけれども実際出席されるかどうかは農政課の方で取りまとめ中とのことでございます。

議長 他に何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 3 年第 6 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 8 番 _____

会議録署名委員 9 番 _____